

学校いじめ防止基本方針

香南市立野市中学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、健全な心身の成長や人格の形成に長期にわたって重大な影響を及ぼし、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。そのため、人権尊重の精神に基づく教育活動を通して、すべての生徒がいじめを行わず、絶対に許さないという意識と態度を育てなければならない。生徒が充実した学校生活を過ごすことができるよう、いじめの根絶を目的に策定する。

1 いじめ防止等の対策に対する基本理念

いじめは、どの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの兆候や発生を見逃すことなく、適切かつ迅速に対応するために、保護者他関係機関と連携を図りながら、すべての生徒がいじめを起こさないために全教職員が取り組む。また、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒という。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のいないときは、未成年後見人）をいう。

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。
- (2) いじめの認知は、特定の教員のみによることなく、いじめの防止等の対策のための校内組織を通して行う。
- (3) 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾やスポーツクラブ等生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- (4) 「物理的影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理やらされたりすることなどを意味する。
- (5) 具体的ないじめの態様
 - ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ②仲間はずれや集団による無視をされる。
 - ③軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ④ひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ⑤金品をたかられる。
 - ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ⑧パソコンや携帯電話を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

上記のいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることもある。

3 いじめの理解

- (1) いじめは、どの子にも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。
- (2) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構成上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする存在や、周辺で暗黙了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。

4 いじめの防止対策等のための委員会

本校のいじめ防止対策等を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 組織の役割

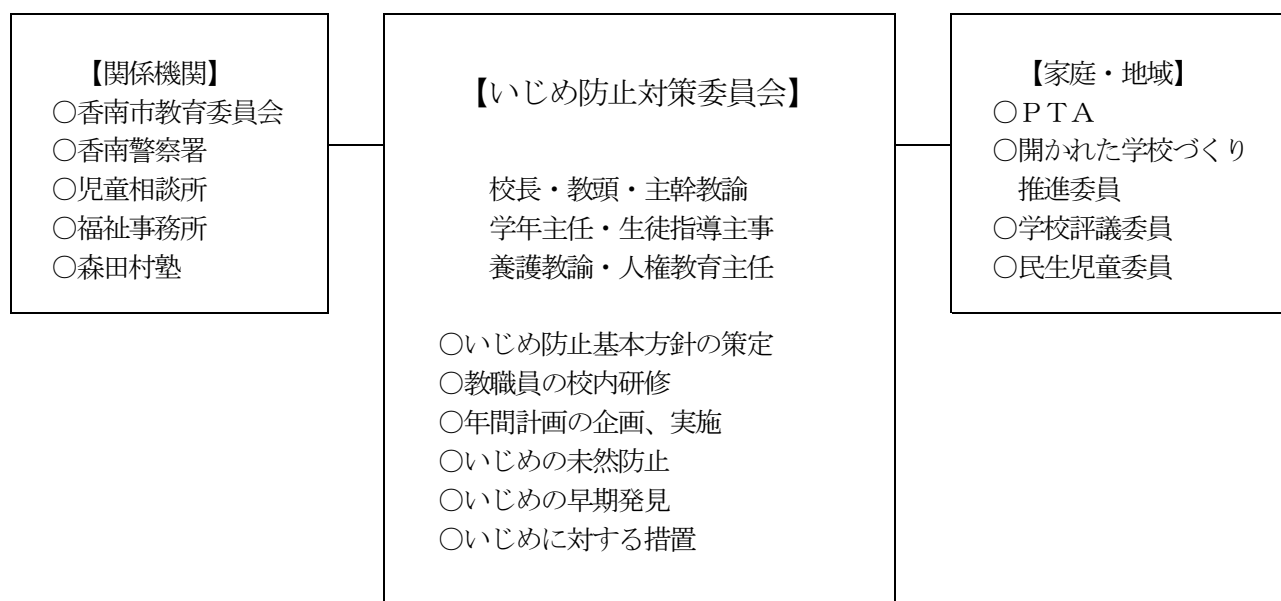
- ①学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ②いじめの相談・通報の窓口
- ③いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ④いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連絡といった対応を組織的に実施

(2) 組織の構成員

管理職・主幹教諭・人権教育主任・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・SC

(3) 組織運営上の留意点

適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておく。また、実効性の高い取り組みを実施するため、学校基本方針が学校の実情に即応してきちんと機能しているか必要に応じて見直す。



5 いじめ防止のための取組

根本的ないじめも克服のためには、全ての生徒を対象とした、いじめの未然防止の観点が必要である。学校の教育活動全体を通じてすべての生徒に「決していじめは許さない」ことへの理解を発達段階に応じて促し、自他の存在を等しく認めたり、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を育てる。

(1) 学校づくり・授業づくり

- ①すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。
- ②生徒指導の三機能（自己存在感を与える、共感的人間関係を育成する、自己決定の場を与える）を活かした授業づくりを全教職員が推進する。
- ③他の教員の授業参観等を通して指導力の向上に取り組む。

(2) 集団づくり・生徒理解

- ①全教育活動を通じて生徒の豊かな心情を育て、お互いを尊重し思いやりのある集団づくりを行い、行動の実践化に結び付ける。
- ②生徒会活動の活性化、学校行事を通して、生徒自身がいじめを自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え行動できる態度を養う。

(3) 教職員の資質能力の向上

- ①常に危機感を持ち、いじめに対する取り組みを点検し改善を図るために、話し合う機会や研修の場を年間計画に位置づけ実施する。
- ②教職員の不適切な認識や言動で、いじめの誘発・助長・黙認することがないようにする。
- ③スクールカウンセラーと連携し、教職員の生徒理解や教育相談の資質の向上を図る。

6 いじめの早期発見、早期対策等

(1) いじめの発見

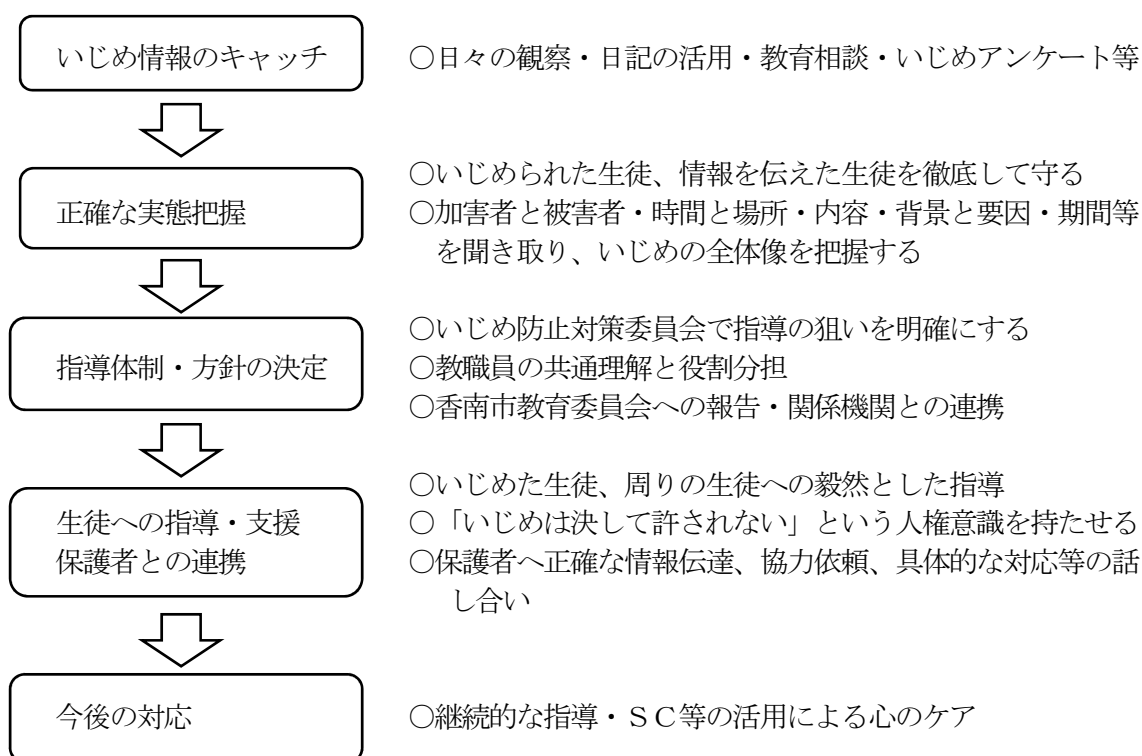
- ①いじめの早期発見は、いじめへの適切な対応の前提となるものであり、周囲の大人が組織的に連携し、日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒のわずかな変化に気付く力を高める。
- ②いじめは大人が気付きにくい形で行われることを認識し、学校組織として早期発見に取り組むとともに、得られた情報は確実に共有し速やかに対応する。
- ③定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談等について、生徒や保護者に周知する等、生徒や保護者がいじめを訴え、又は連絡しやすい体制を整えることにより、学校と家庭、地域、関係機関が連携して早期発見に努める。
- ④相談窓口は原則学級担任と教育相談担当だが、部活動の顧問等、教職員の誰にでも相談できることを周知するとともに、内容により複数の教員が対応できるようにする。また、挨拶運動やPTA活動を通して、登下校時や地域での生徒の情報を集める。

例えば、
○アンケート調査、生活ノート、個別面談
○挨拶運動、休み時間や昼休みの生徒観察、放課後の地域巡回指導
○地域行事への参加、関係機関との情報共有
等を通していじめの早期発見を行う。

(2) いじめの対応

- ①いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、いじめを行った生徒に対して毅然とした指導を行う。
- ②常に組織的な対応を行い、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案により関係機関との連携を行う。
- ③教育上必要と認める時は、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に生徒に対して懲戒を加える。ただし、いじめには様々な要因があり、懲戒を加える時には、主観的な感情に任せて行うのではなく、教育的配慮に十分留意し、いじめた生徒が自らの行為を理解し健全な人間関係をはぐくむことができるように促す。
- ④生徒の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になることを基本とし、その後も経過を見守る。
- ⑤いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。

【いじめに対する基本的な対応】



7 PTAや地域の関係団体等と連携について

- (1) PTAや学校評議委員制度、学校関係者評価等を活用し、学校や地域のいじめへの対応状況について定期的に協議する場を設ける。
- (2) 学校の体験活動やボランティア活動の充実により、生徒が地域の大人と関わる機会を多く設定する。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

いじめが重大事態と認められる場合、速やかに学校に重大事態委員会を設け、事実関係を明確にするために適切な方法により調査を行う。いじめ防止対策推進法第28条「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当するものとしては、いじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。

- 例えば、
- ①生徒が自殺を図った場合
 - ②身体に重大な障害を負った場合
 - ③金品等に重大な被害を被った場合
 - ④精神性の疾患を発症した場合

等のケースが想定される。

また、いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合は、調査に着手する。「相当の期間」については不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、当該生徒の状況等により迅速に判断する。

(2) 調査の趣旨、主体、組織、方法等

- ①重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。特に、学校が調査を通じて把握した事実をしっかりと受け止め、生徒に対する適切な支援につなげていくことが最も重要である。
- ②学校が調査主体となることにより教育活動に支障が生じる恐れがある場合や重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られない場合等においては、香南市教育委員会が主体となって行う。

③調査を行う組織の構成は、専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、調査の公平性・中立性を確保するように努める。

④事実関係を明確にするための調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰により行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や生徒の人間関係、学校や教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするために行う。

(3) 調査結果等の取り扱い

①調査結果は、速やかに香南市教育委員会を通して香南市長に事態発生について報告する。

②当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、重大事態の事実関係等その他の必要な情報を提供する。重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた生徒及びその保護者からの申し立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

③調査によって確認された事実関係は、個人のプライバシーの保護に十分に留意し、関係する生徒やその保護者への継続的な支援、指導、助言等に活用する。また、重大事態に至った要因、経過、学校の対応等を分析することにより、同様の事態が再度発生することのないよう、当該学校のみならず各校の指導の改善に活用する。

【重大事態の対応】 香南市教育委員会の指導・支援により以下の対応にあたる。

